

令和3年6月17日

広島県商工会連合会会長 様  
各商工会議所会頭 様  
広島県中小企業家同友会筆頭代表理事 様  
広島県中小企業団体中央会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長  
広島県知事 湯崎 英彦

「緊急事態宣言」解除後の  
新型コロナ感染拡大防止集中対策について（協力要請）

本県では、5月8日から集中的な感染拡大防止対策（5月16日からは緊急事態措置に基づく対策）に取り組んだ結果、感染の急速な拡大に歯止めをかけるとともに、新規感染者数も減少し、病床のひっ迫具合も徐々に改善の傾向が見られています。

6月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく本県に対する緊急事態宣言は、6月20日をもって解除されることが決定されました。

本県の現時点における感染状況はステージⅢであり、新規報告者数の動向などを見た場合、全県ではステージⅡ相当にありますが、広島市、東広島市及び廿日市市が比較的高い水準にあり、継続的な感染が認められます。

県民の社会経済活動を早期に回復させるためには、感染の再拡大を避けながら、全県において各種指標が警戒基準値を安定的に下回る状態を目指す必要があります。

このため、6月21日以降、県民・事業者と一丸となって集中的な対策に取り組み、感染状況を踏まえて地域や要請事項（行動制限）を段階的に緩和していくこととします。

集中対策期間：令和3年6月21日（月）～7月11日（日）の21日間

ただし、日々の感染状況を踏まえた期間の見直しも念頭において取り組んでいく。

事業者の皆様に対して、感染防止対策の徹底に加え、出勤者の7割削減や出勤者数削減の取組状況の公表など取組促進を要請するとともに、酒類を提供する飲食店（広島市、東広島市、廿日市市）に対する営業時間短縮の要請や、大規模施設等（広島市、東広島市、廿日市市）について営業時間短縮等の働きかけ、イベント等の上限人数の設定などを行います。

ついては、貴団体の構成員の皆様に対し、感染拡大防止の取組について御協力をいただきますよう、周知をお願いします。

**[出勤者数削減の取組状況の公表・登録についてのお願い]**

テレワーク等による出勤者数削減の取組状況については、自社ホームページ等への掲載や経済産業省の公表サイトへの登録をお願いしております。

登録に際して不明な点があれば、下記担当課にお問い合わせください。

経済産業省 出勤者数の削減に関する実施状況の公表・登録サイト

URL：<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

担当：商工労働局商工労働総務課 新型コロナウイルス感染症対策担当

電話：(082)513-3311

(082) 513-2846

(出勤者数削減の取組状況の公表・登録)

商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課 (082) 513-3340